

8月から高額介護（予防）サービスの自己負担上限額が一部変わります

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)
☎(242)1109

高額介護（予防）サービス費とは

同じ月に利用した介護保険サービス利用費負担額（1割または2割）の合計が下表の自己負担上限額を超えたときに払い戻される制度です。

8月からの変更点

8月以降の介護保険サービス利用分から、市県民税課税世帯の人の自己負担上限額が37、200円から44、400円に引き上げられます。

ただし、同一世帯の全ての65歳以上の人の利用者負担割合が1割の世帯については、時限措置として平成29年8月から3年間、年間上限額446、400円（37、200円×12カ月）が設けられます。（別途申請が必要ですのでお問い合わせください）

支給申請手続き

初めて高額介護サービス費の対象となった人には、申請書を送付しますので提出してください。既に申請している人は手続きをする必要はありません。

区分	自己負担上限額（月額）	
	平成29年7月まで	平成29年8月以降
現役並み所得相当の人	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）
市県民税課税世帯の人	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市県民税非課税の人	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金受給者の人 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）	15,000円（個人）
生活保護を受給している人	15,000円（個人）	15,000円（個人）

申請窓口

高齢者支援課・市民課(合志庁舎)各支所

8月から後期高齢者医療制度の高額療養費制度が一部変わります

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)
☎(242)1109

高額療養費とは

同じ月の自己負担額（1割または3割）の合計が下表の自己負担限度額を超えたときに払い戻される制度です。

8月からの変更点

●現役並み所得者

外来分について、現行の44、400円から57、600円に引き上げられます。

●一般

外来分について、現行の12、000円から14、000円に引き上げられるとともに、新たに、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して144、000円の限度額が新たに設けられます。また、入院分について、現行の44、400円から57、600円に引き上げられるとともに、多数該当44、400円の限度額が新たに設けられます。

申請窓口

高齢者支援課・市民課(合志庁舎)各支所

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は (総医療費-267,000円)×1%を加算 4回目以降 44,400円※1
一般	14,000円 (年間14.4万円の上限)	57,600円 4回目以降 44,400円※1
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に「外来+入院」の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44、400円となります。

高齢者の在宅生活を支援します

▼問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班(西合志庁舎)
☎(242)1124

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

認知症の高齢者を自宅で介護する家族が外出し、支援が必要な場合には、やすらぎ支援員が訪問し、見守りを行います。

●対象

日常生活自立度判定基準ランクⅠからランクⅡb、またはこれに準じる高齢者を在宅で介護している家族

●利用料 1回1時間当たり150円（1回当たり4時間まで）

在宅高齢者家族介護用品給付事業

要介護度3以上で紙おむつなどが必要な高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を給付します。

- 給付する用品
紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー
- 給付限度額
1カ月当たり4、500円
- ※給付限度額を超えた分は自己負担。
- ※介護用品の受け取りは市の指定薬局になります。

在宅高齢者安心確保事業

一人暮らしの高齢者で転倒の危険性が高い人や発作などで命が危ぶまれる人の自宅に、緊急通報装置を設置します。通報装置は、主に緊急時の通報受付や定期的な安否確認などを行なう機械です。

●利用料 無料

※設置時に7、020円かかります。

※固定電話の回線（回線使用料は自己負担）が必要です。



食の自立支援事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみで世帯で、調理が困難な人へ定期的な配食サービスを行います。

●利用料 1食 450円

国民健康保険 限度額認定証の更新を忘れずに

合志市国民健康保険加入者で限度額適用認定証の交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、一部負担金の支払いが限度額までとなります。この認定証は、7月31日(月)で有効期限が切れますので、8月に更新手続きが必要です。認定証をお持ちの人へ7月下旬に更新のお知らせを郵送しますので、新しい認定証が必要な場合は8月に入ってから手続きをお願いします。

なお、高齢受給者証は、7月中旬に対象者全員に郵送しますので手続きは不要です。



●問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班（西合志庁舎）
☎242-1183

リハビリの専門家に運動ノウハウを学ぶ 介護予防のモデル団体募集

「健康、介護予防のために運動をしたいけど、何をすればいいかわからない」「運動のプロに効果的な運動方法を教えてもらいたい」「いつまでも元気に過ごしたい」という意欲を持った団体に、リハビリ専門職（理学療法士または作業療法士）を派遣し、運動のノウハウを教えます。

派遣終了後は自分たちだけで運動を継続し、介護予防につなげることが目標です。

- 対象 4団体（申し込み多数の場合は抽選）
- 65歳以上の市民で構成する10～30人程度の団体
- 月に1回以上、定期的に開催している団体
- 地区公民館など自分たちで会場を確保できる団体
- ※すでに専門職からの支援を受けている団体は除きます。
- 派遣方法
月に1度、団体の活動日にリハビリ専門職を派遣し、その団体に合った運動指導を行ないます。（5回）
- 申込期限 8月10日(休)

●申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班（西合志庁舎）
☎242-1124